

Topics | トピックス

- ◆ 都市協「国民年金制度改善についての要望書」に対して厚労省より回答
- ◆ 国民年金法施行令の一部を改正する政令の交付について
- ◆ 第64回社会保障審議会年金事業管理部会を開催
- ◆ 2022年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.7%

◆ 都市協「国民年金制度改善についての要望書」に対して厚労省より回答

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による実施を見送り書面での開催となった第60回全国都市国民年金協議会総会及び研修会(2022年8月26日、関東ブロック・神奈川県横浜市)において提出された「国民年金制度改善についての要望書」(年金広報2022年10月号https://www.npo-nenkin.jp/web_koho/source/voll115_special_1.pdf)に対して、同年12月に厚生労働省より「回答書」が出された。「回答書」の概要は次のとおり。

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化について

現在、国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に係る事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしている。

これについては、市区町村が住民にとって身近な窓口であり、市区町村窓口で行う他の手続と同時に行うことが可能であり、また、住民サービスの観点からも市区町村側にとって大きな意義があると考えている。市区町村にはご理解とご協力をお願いしたい。

(2) 障害年金事務の窓口一元化について

障害基礎年金の年金請求書の提出先については、年金受給者にとっての利便性を考え、地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしている。

障害基礎年金の請求事務については、窓口における相談及び請求書等の点検受理が過度の負担とならないよう、窓口業務の円滑な実施を支援するための資料(「障害基礎年金お手続きガイド」や「障害基礎年金ハンドブック」など)を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール(業務支援ツール)」を厚生労働省ホームページ上で運営している。また、市区町村向け情報誌「かけはし」には、窓口業務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載している。窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村からの照会や要望も踏まえ、さらなる内容の充実に努めている。

形式審査以外の不備による書類の返戻については、文書ではなく対面での相談希望も相当数あると考えられ、また、障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行うためにも、市区町村での返戻対応をお願いしている。

日本年金機構は、市区町村担当者や請求者が、その内容をよく理解できるよう、わかりやすい説明に努めていく。また、日本年金機構には、市区町村窓口で相談対応を行っている職員へのサポートとして「市区町村専用ヘルプデスク」を設置し、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応している。このような取組みにより手続きが円滑に進むよう努めていきたいと考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。今後も、市区町村と国(厚生労働省年金局及び地方厚生(支)局)及び日本年金機構とが密接な連携を保ち、国民年金業務を円滑に進めることが肝要と考える。

(3)テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入について

日本年金機構では、年金事務所が設置されていない地域や遠隔地及び離島地域を対象に、出張相談を行っている。また、出張相談回数が多い離島地域を対象にテレビ電話相談を設置してきた。なお、一般的に必要な書類などの相談は、その場で「ねんきんダイヤル」を案内していただいているケースもあるが、日本年金機構では、ホームページに書類の記載方法を説明した動画、お客様からの問合せに応じるチャットボットを順次掲載・開設し、わかりやすい情報の提供を進めていく。また、窓口サービスの一層の向上を図るため、各種パンフレットや「市町村国民年金事務サポートツール」の内容の充実に努めていく。

2. 国民年金事務費交付金について

(1)国民年金事務に要した経費の全額支給について

国民年金等事務費交付金については、これまでも市区町村の超過負担が解消されるよう要望をいただいているが、事務費交付金をより適切に交付できるよう、引き続き適切な予算の確保に努めるとともに、市区町村における国民年金事務の負担軽減のため、必要な検討を行っていく。

(2)事務費交付金等にかかる事務費負担軽減について

国民年金等事務費交付金に係る申請等業務の簡素化については、これまでも要望をいただいております。2020年度の決算審査事務より、様式への公印省略や電子媒体による報告等、事務の簡素化を図った。引き続き市区町村の事務負担の軽減、作業期間の確保に努めていく。

また、実態調査や算定方法の見直し等の際には、速やかに情報提供できるよう努める。相談業務の区分については、相談の内容から判断して法定受託事務となる相談以外は、協力・連携に区分していただきたい。詳細資料の提供については、範囲の詳細を示すことにより却って市区町村の申請事務負担が増加する恐れがあると考えられるため、判断に迷うものについては地方厚生局へ照会していただきたい。

(3)標準化システムの導入について

標準化システムへの移行にあたっては、市区町村、システム開発事業者等の関係者が参画する研究会における議論、全市区町村を対象に実施した意見照会を踏まえ、国民年金システム標準仕様書を本年8月末に策定し、公表した。国における財政上の措置としては、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を造成している。この基金は、現行システムから標準仕様書に準拠したシステムへの移行に要する経費を補助の対象としている。今後、標準仕様書の見直しが必要な場合は、研究会を開催して検討を行い、その検討状況は厚生労働省ホームページに掲載するとともに、検討結果に関する意見照会は、その都度、全市区町村を対象に行う。意見照会でいただいた意見や要望を踏まえ、標準仕様書を改訂していく。現在、2023年3月の改訂に向けた検討を進めており、市区町村向けの意見照会は、2023年1月の実施を予定している。意見照会にあたっては、市区町村の負担とならないよう容易な回答ができるように工夫をし、多くの市区町村からの意見を聞き取るよう努める。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1)職権による資格取得について

60歳未満の第2号被保険者の資格喪失や資格喪失に伴う第3号被保険者の第1号被保険者への加入手続きについては、日本年金機構が、対象者の加入手続きの勸奨状を送付する。その後手続きがなされない場合は職権での第1号被保険者への種別変更手続きを実施している。まずは国民年金法第12条の規定に基づき、被保険者から加入手続きを行うことが前提になるものと考えている。

(2)年金生活者支援給付金制度の情報連携について

所得情報等については、国保中央会ルートを基本に、マイナンバー情報連携等も利用しながら提供していただいている。機構及び市区町村の事務処理やシステムの処理機能等を勘案し、それぞれの方法において実務上できる限り新しい所得情報等が入手できるよう、時点を整理している。

また、給付金の支給対象者全てについて、マイナンバー情報連携を活用して所得情報等を取得することは、現状では機構のシステム及び情報提供ネットワークシステムや中間サーバー等の処理能力などの制約があることから、引き続き

国保中央会ルートにより所得情報等を提供していただく必要がある。ご提案の日本年金機構がマイナンバーを利用した情報連携により情報取得する方法に切り替えることは、今後の事務処理の参考とし、所得情報等の取得に係る事務処理においてより高い公平性・効率性を確保できるよう努めていく。

(3)海外任意加入の手続の簡略化について

本件は保険料の納付に係るものであり、個人の資産の中から金銭を徴収する方法に係るものであることから、お客様に利用可能な納付方法を十分に理解していただいたうえで、現金納付、口座振替、クレジットカードといった様々な納付方法の中から、自身で選択していただくことが重要となる。このため、引き続き利用していた口座による振替を希望することを申し出ていただくことが適切と考える。お客様の手続きが簡便となる方策については引き続き検討していく。

4. 日本年金機構への要望について

(1)住民向け障害年金ヘルプデスクの設置について

年金請求者からの障害年金に関する一般的な電話相談については、老齢年金、遺族年金に関する相談と同様に、ねんきんダイヤルや年金事務所に対応している。さらに、チャットボットの拡充や機構ホームページのお客様向けQ&Aの充実を図り、応答率の向上に努めるとともに、オペレーターへの研修を強化することで応答品質の向上を図っている。

また、個別の障害年金請求者からの相談については、市区町村や年金事務所の窓口において、初診日や診断書に関する事項、納付要件などを個別に確認しながら対応する必要がある。現在は、市区町村窓口で相談対応を行っている職員へのサポートとして、障害年金センターの「市区町村専用ヘルプデスク」において対応している。なお、障害年金の個別相談の中には、高度な専門知識を要する年金相談も見受けられるため、障害年金の相談体制の充実に向けて、引き続き検討していく。

(2)日本年金機構における電子メール等による相談対応について

お客様からの年金事務所への電話による問い合わせについては、IVRの機能を活用し、コールセンターにおいても対応できるようにしており、円滑に電話対応が行えるよう協力連携体制の強化に努めている。2021年度のコールセンター全体の応答率は、70%以上となっているが、引き続き応答率の向上に努めていく。なお、市区町村からの年金記録に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルでも対応しているほか、当機構から貸与している「ウィンドマシン(WM)」により確認することができ、WMでは受給者情報も確認することができる。引き続き、マニュアルの充実等に努めていくので、WMを積極的に活用していただきたい。

日本年金機構では、お客様の個人情報を電子メールで取り扱うことはできないため、市区町村に電子メールで送られたお客様からの相談に対し手対応に苦慮する場合には、年金事務所及びコールセンターを案内していただきたい。

なお、電子メールや類似システムを用いた相談対応について、日本年金機構では全国民の膨大な個人情報を有しており、お客様の個人情報保護に関しては、近年の状況を踏まえ厳格に対応すべきと考えている。お客様が安全に問い合わせできるインターネット環境の構築に向けては、政府共通インフラの活用をベースに、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)とも協議しつつデジタル化の検討を進めていきたいと考えている。

(3)マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

マイナンバーを利用した情報連携については、被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減を目的に、段階的な活用範囲の拡大や事務処理手順の改善をしている。2021年度から、国民年金保険料継続免除申請の業務において、所得情報等の情報照会を本格的に運用開始した。

また、2022年10月31日からは、年金受取口座に公金受取口座の利用を希望するお客様について、公金受取口座の情報照会を開始するとともに、戸籍情報の情報照会(2023年度実施予定)への準備を進めている。なお、特例免除における雇用保険情報の活用については、現在試行運用を続けているところだが、本格実施に向け円滑な処理に努めていく。

今後、当該事務の検討を進めるとともに、被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーを利用した情報連携の積極的な活用を進めていく。

◆ 国民年金法施行令の一部を改正する政令の公布について

厚生労働省は2022年12月7日付で、年管発1207第8号により「国民年金法施行令の一部を改正する政令の公布について」を地方厚生(支)局長、日本年金機構理事長、市町村長に宛てて通知した。

これは、同日公布された「国民年金法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第373号。以下「改正政令」)が2024年1月1日から施行されるにあたって、改正内容の理解と関係者及び関係団体等への周知を図り、運用に当たっての十分に留意を促すものである。

<改正の趣旨>

国民年金保険料の前納を行った人が国民年金の被保険者資格を喪失した場合等には、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「国年令」)第9条第1項の規定により、本人からの請求に基づいて前納保険料の還付を行うこととなっているが、請求がないため還付できない事例が生じている。

そこで、還付対象者の手続負担を軽減することで、還付金の迅速かつ確実な支払を促進するとともに、未支払還付金の発生を抑制するため、所要の改正を行う。

国民年金法施行令 第9条第1項

(前納保険料の還付)

第九条 法第九十三条第一項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において、被保険者(第一号口又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号被保険者に限る。次項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その者(法第九条第一号に該当するに至つた場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、前納した保険料のうちそれぞれ当該各号に定める期間に係るものを還付する。

一 次のいずれかに該当するに至つた場合 未経過期間

イ 被保険者の資格を喪失した場合

ロ 法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者(以下「第二号被保険者」という。)又は第三号被保険者となつた場合

<改正の内容>

上記「国年令」第9条を改正し、国年還付発生事由に該当する場合に、下記①または②に掲げる口座に前納保険料の還付を受けることを希望する申出を行ったときは、同条第1項による請求をしたものとみなして還付を行う。

- ① 国年法第92条の2の規定による承認(保険料の口座振替の承認)に係る預金口座または貯金口座
- ② 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項の登録に係る公金受取口座

<施行期日>

2024年1月1日

◆ 厚第64回社会保障審議会年金事業管理部会」を公表

厚生労働省は2022年12月13日、第64回社会保障審議会年金事業管理部会を開催した。部会長は増田寛也(ますだひろや)日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長、部会長代理は松山遙(まつやまはるか)弁護士。議事は、(1)日本年金機構の2022(令和4)年度の取組状況について、(2)その他。

日本年金機構の2022(令和4)年度の取組状況について

<基幹業務における主な取組>

国民年金の最終納付率については、2020年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保する目標を達成した。

厚生年金保険適用については、加入指導により新規適用事業所8.0万事業所を確保する目標に対して、5.2万事業所を新規適用し、適用調査対象事業所約18.5万事業所を約16.8万事業所に減少することができた。10万事業所に事業所調査を実施する目標に対しては、約9.3万事業所の調査を実施できた。また、短時間労働者適用拡大の対象事業所への制度周知及び事業所調査の実施については、2022年9月時点で0.7万事業所に周知を実施した。収納率について、前年度と同等以上の水準を確保する目標に対しては、96.6%を確保し目標を達成した。

<オンラインビジネスモデルの推進>

サービスのオンライン化について、事業所向けには電子申請の利用促進に取り組み、利用率を向上することができた。e-Govについては、新たな保険料額等の情報を電子送信する「オンライン事業所年金情報サービス」を2023年1月に開始する予定となっている。

個人向けにはマイナンバーカード・マイナポータルとねんきんネットの認証連携をベースとしたオンラインサービスの拡充に取り組み、利用者は順調に拡大している(2021年度末時点で69.5万人、2022年10月末時点で129.1万人)。国民年金保険料納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、キャッシュレスで納付できるサービスを2023年2月に開始する予定となっている。

<リスク管理体制の整備>

「三線防御体制」*の確立に向けて監査部内にリスク管理体制が有効に機能しているかチェックするグループを設置し監査を実施した。さらに、届書の受付や処理件数等をモニタリングし、本部現業の処理遅延のリスクを早期に把握する仕組みを構築した。また、記録調査業務の処理を見直し、業務品質管理部が業務を本部に集約する際の事前検証を行うための体制整備に着手した。

※三線防御体制とは、組織を①事業部門(一線)、②管理部門(二線)、③内部監査部門(三線)の3つに分類しリスク管理を行う体制をいう。

<女性活躍及び働き方改革の推進>

女性管理職比率の向上に向け、管理職登用試験の応募者を増加させるため、階層に応じた個別面談や研修を実施した。女性管理職比率は、2022年10月時点で15.4%で、2023年度末で15.5%とする目標を前倒しで達成できる予定となっている。

また、働きやすい職場環境の確立に向け、介護休暇等6種類の休暇を有給化し、出生サポート休暇と配偶者同行休業を新設する。

働き方改革の推進については組織目標とし、時間外勤務の削減に取り組んだ結果、管理職や一般職の時間外勤務は減少傾向となったが、今後も更なる管理職の負担軽減や時間外勤務の削減に向けて、管理職の管理業務の効率化や、時間外勤務の多いお客様相談室長について室長代理の配置拡大や決済制限の見直しを実施する。

数字で見る2022年度の成果

- 国民年金の保険料最終納付率
⇒79.5%(2022年9月現在)…2020年度現年度納付率から8.0ポイント上昇
- 厚生年金保険の保険料収納率
⇒96.6%(2022年9月現在) …対前年同月比で0.6ポイント上昇
- 迅速な支給決定(サービススタンダード)
⇒老齢年金(加入状況の再確認を要しない場合)目標 1カ月以内に対し達成率98.9%
(加入状況の再確認を要する場合) 目標2カ月以内に対し達成率91.7%
(いずれも2022年9月現在)
- インターネットによる年金相談予約申込件数
⇒10.7万件(2022年9月まで)
9月単月は11.4%がインターネットによる(対前年同月比で5.1ポイント上昇)
※現時点では、インターネットによる相談予約は老齢年金についてのみ行われている。
※予約がない場合の相談開始までの平均待ち時間は30分未満となっている。
- 年金制度に対する理解の促進
⇒・年金セミナー(学生・生徒・教員を対象)810回(2022年4～9月)…前年同期614回
・制度説明会(企業や自治会等の社会保険事務担当、従業員、地域住民等を対象)
2,060回(2022年4～9月)…前年同期1,045回
- 年金記録の正確な管理等の実施
⇒基礎年金番号とマイナンバーとの紐付け率99.77%(2022年9月現在)
※紐づいていない人は約22万人。
- ICT化の推進
⇒電子申請の利用事業所数 計668,923事業所 利用率28.1%(2022年10月まで)…対前年同期比で利用率が2.6ポイント上昇

◆ 2022年10月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.7%

厚生労働省は2022年12月23日、2022年10月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2019年10月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.4ポイント増の77.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は833万月で、納付月数は647万月。

【2020年10月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.6ポイント増の801%であった。納付対象月数は792万月で、納付月数は635万月。

【2021年10月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は78.4%であった。納付対象月数は793万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は88.4%となっている。